



第8章

死因究明により得られた情報の活用 及び遺族等に対する説明の促進

第1節	死因究明により得られた情報の活用	70
第2節	死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進	76

第1節

死因究明により得られた情報の活用

1 死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、死因・身元調査法第4条の規定による調査、第5条の規定による検査又は第6条の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和6年中の、警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報等の件数は752件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資料8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報等件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
通報件数	1,017	1,497	2,045	870	752

出典：警察庁資料による

資料8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

厚生労働省においては、令和6年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断等に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

3 異状死死因究明支援事業等の検証等**【施策番号82】(再掲)**

P 4 【施策番号4】参照

4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等**【施策番号83】(再掲)**

P 4 【施策番号5】参照

5 死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力**【施策番号84】(再掲)**

P 8 【施策番号9】参照

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元**【施策番号85】(再掲)**

P 6 【施策番号6】参照

7 死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討**【施策番号86】(再掲)**

P47 【施策番号51】参照

8 CDRに関する体制整備についての必要な検討**【施策番号87】**

CDRは、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省

と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、一部の都道府県を実施主体として予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省Webサイト（現在はこども家庭庁Webサイト）に、子どもの命を守るために予防策の一覧や動画等を掲載した。

令和5年4月にCDRについては、厚生労働省からこども家庭庁に移管され、引き続き上記事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めている。

資料8-1-8 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（概要）

こどもみんなの
こども家庭庁

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

成育局 母子保健課

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10／10
- ◆ 補助単価：年額 13,156,620円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和6年度：10自治体
(北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県)

出典：こども家庭庁資料による

9 虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号 88】

虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有については、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑わると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について関係省庁が協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関する必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることが可能となる。児童が法医学教室等に同行させることができない場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めることがより円滑に行われることが期待される。

上記の児童福祉法の改正（令和6年4月施行）の内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。

TOPICS

10 三重県におけるCDRの取組

政府では、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、令和2年度より、一部の都道府県を実施主体として予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（P71【施策番号87】参照）を実施している。三重県では、平成24年及び平成25年において、乳幼児死亡率が全国と比べて高く、特に乳児死亡率については、平成24年が全国ワースト2位、平成25年が全国ワースト4位となり、平成27年度に、乳幼児の事故予防の検討及び啓発を目的とした乳幼児の事故予防等推進事業が行われた。また、同年からは有志のCDRの勉強会が開催されるようになった。こうした経緯やCDRの必要性等を踏まえ、三重県では令和2年度より予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を実施している。

令和6年度の三重県の予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業で取り扱う対象は、令和6年1月から12月までに死亡した18歳未満の子どもとした。子どもの死亡事例を把握するためには、三重県では、県内の小児救急取扱医療機関及び法医解剖実施機関に対して、対象者の死因や死後検査等の情報を記載する死亡調査票の提出を依頼し、あわせて、死亡情報を可能な限り漏れなく収集するため、人口動態調査死亡小票の閲覧を申請した上で、保健所の協力のもと人口動態調査死亡小票により把握している。その上で、検証に必要となる対象者や家族背景等の追加情報は、必要に応じて医療機関や福祉機関といった関係機関に照会することで、収集している。なお、情報収集中に当たっては、死亡した18歳未満の子どもの遺族に対して、小児救急取扱医療機関等から、遺族の個人情報等を提供することに関する意向を確認するための書類を配布し、遺族の意向の確認を行っている。

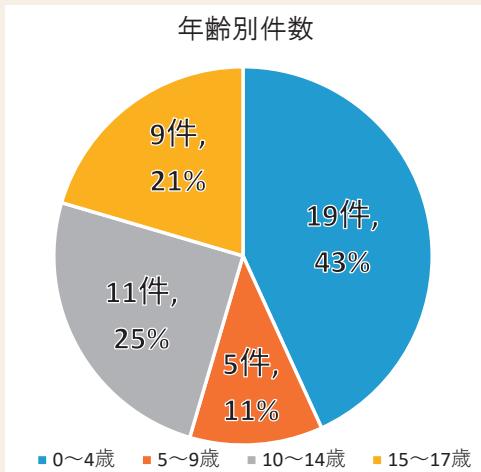
このような体制で把握された子どもの死亡事例は、令和6年度は44件であった。このうち、年齢別にみると、最も多いのが「0～4歳」で19件（全体の43%）、次に「10～14歳」が11件（全体の25%）であった。また、死因別にみると、最も多いのが「先天性（染色体異常、遺伝子異常、先天異常）」で8件（全体の21%）、次に「自傷・自殺」、「外因傷病」がそれぞれ6件（全体の15%）（※）であった。

令和6年度は、発達にハンディキャップを持つ子どもが、その衝動制御の困難さから、食物の「丸のみ」、「早食い」などを行った結果、窒息により死に至る事例等を踏まえて、乳幼児や発達にハンディキャップを持つ子どもへの事故予防として、三重県CDR政策提言委員会から三重県知事に対して、子どもの発達段階に合った食事指導を行うことの重要性について提言されている。

現在、三重県では、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を通じて、子どもの死亡に対するグリーフケアの提供体制が課題として挙げられており、CDRの実施に際しては、死亡直後から保護者や兄弟姉妹といった遺族の心情に配慮することが重要であり、グリーフケアが継続的に提供される体制構築についても議論がされている。

（※）死因別の割合は、県外居住・県外医療機関・スクリーニング未実施を除いて、合計39件とした割合を記載している。

TOPICS



出典：三重県資料による

第2節

死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

1 犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

2 犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配意した適切な対応に努めている。

資8-2-2 遺族説明用パンフレット（岡山県警察）



出典：警察庁資料による

3 解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

4 死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル^{注8)}を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和6年度も、前年度に引き続き、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資料8-2-4 令和6年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による

注8) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

